

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 20 日

飯島町長 下 平 洋 一

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

本郷地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 16 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

法人 3 経営体（内認定農業者 3 経営体）

個人 26 経営体（内認定農業者 8 経営体、認定新規就農者 3 経営体）

4 3 の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農地中間管理機構の事業を有効に活用し農地の集積を図る。
- ・機構集積協力金については、地域や農業者の実情に合わせて活用を検討していく。

6 地域農業の将来のあり方

- ・ブロックローテーションの強化により、米、そば、麦の二毛作等で経営安定を図る。
- ・野菜・花卉・果樹等の高収益作物の導入方法の検討が必須。
- ・研修等を通じ、そばを中心とした生産～加工～販売までの研究が必要。また、新たな取組みの研究を行う。
- ・ブロックローテーションを基本とする、そば栽培への取組みを継続し、更なる品質向上を目指す。
- ・親元就農を基本とし、地元人で担い手法人への就農を図る。また、地区外からは認定農業者への研修を町・地区全体での、就農・研修 PR が必要となる。
- ・開始から 20 年を経過したブロックローテーションについて、第 7 次からは水路・水管理を考慮し、ブロックの区切りの簡略を図る。また、耕作放棄地の未然防止を図る。